（管区行政評価局の総務行政相談部の所掌事務の特例）

第十六条　復興庁が廃止されるまでの間、第二百二十五条第十五号の規定の適用については、「及び防災庁」とあるのは、「、防災庁及び復興庁」とする。

（管区行政評価局の総務行政相談部及び四国行政評価支局の管理官並びに行政評価事務所の行政相談課の所掌事務の特例）

第十七条　復興庁が廃止されるまでの間、第二百三十一条第一項第一号の規定の適用については、「及び防災庁」とあるのは、「、防災庁及び復興庁」とする。

（沖縄行政評価事務所の管理官の職務の特例）

第十八条　復興庁が廃止されるまでの間、第二百六十九条の二第一項第一号の規定の適用については、「及び防災庁」とあるのは、「、防災庁及び復興庁」とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和八年十一月二日から施行する。

○厚生労働省令第百四十八号

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十二条の三第一項及び第二項の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（電磁的方法による処方箋の提供） **第九条**　法第十二条の二第一項の規定による機構又は連合会に対する処方箋の提供は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号。以下「機構法」という。）第十八条第一項第三号イからホまでに掲げる業務及びこれらに附帯する業務又は法第三十五条第二項各号に掲げる業務において使用する電子情報処理組織（以下「電子処方箋管理サービス」という。）を使用する情報の送付方法により行うものとする。 （電磁的方法により処方箋に記録された情報の閲覧等） **第十条**　（略） 2　法第十二条の二第二項の規定による調剤を実施する薬局に対する処方箋の提供は、電子処方箋管理サービスを使用する情報の送付方法により行うものとする。 （薬剤師が行う電磁的方法による調剤済みとなった処方箋等の情報の提供） **第十三条**　法第十二条の二第三項の規定による機構又は連合会に対する情報の提供は、電子処方箋管理サービスを使用する情報の送付方法により行うものとする。 （機構又は連合会が行う電磁的方法による調剤済みとなった処方箋等の情報の提供） **第十五条**　法第十二条の二第四項の規定による前条に掲げる者（患者を除く。）に対する法第十二条の二第三項の情報の提供は、電子処方箋管理サービスを使用する情報の送付方法により行うものとする。 2　（略）	（電磁的方法による処方箋の提供） **第九条**　法第十二条の二第一項の規定による機構又は連合会に対する処方箋の提供は、厚生労働大臣が定める情報の送付方法により行うものとする。 （電磁的方法により処方箋に記録された情報の閲覧等） **第十条**　（略） 2　法第十二条の二第二項の規定による調剤を実施する薬局に対する処方箋の提供は、厚生労働大臣が定める情報の送付方法により行うものとする。 （薬剤師が行う電磁的方法による調剤済みとなった処方箋等の情報の提供） **第十三条**　法第十二条の二第三項の規定による機構又は連合会に対する情報の提供は、厚生労働大臣が定める情報の送付方法により行うものとする。 （機構又は連合会が行う電磁的方法による調剤済みとなった処方箋等の情報の提供） **第十五条**　法第十二条の二第四項の規定による前条に掲げる者（患者を除く。）に対する法第十二条の二第三項の情報の提供は、厚生労働大臣が定める情報の送付方法により行うものとする。 2　（略）